

芽室町新嵐山スカイパーク指定管理業務仕様書

芽室町新嵐山スカイパークの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、芽室町新嵐山スカイパーク（以下「新嵐山」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 新嵐山の管理運営に関する基本的な考え方

新嵐山を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 新嵐山は、令和6年度に策定したグランドデザイン（全体構想）の基本理念『「みんなが集い・遊び・憩う」新嵐山スカイパーク～30年後も笑顔が集まる風景～』に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的な管理運営を行い、経費の削減に努めること。

3 施設の概要

区分	名称
国民宿舎	新嵐山荘（休止中）
スキー場	メムロスキーコース
スキー場附属施設	新嵐山ロッジ 管理棟 新嵐山第1パラレルリフトA線・B線 新嵐山第2パラレルリフトB線（休止中）
キャンプ場	新嵐山キャンプ場
キャンプ場附属施設	新嵐山キャンプ場グランピングサイト（休止中） 新嵐山キャンプ場ワンデイキャンプサイト（休止中） 新嵐山キャンプ場フリーサイト（休止中）
休憩舎	フォーレストハウス ヤスマット（休止中）
展望台	新嵐山展望台

4 利用時間

利用時間は以下に定めるとおりとする。ただし、特に必要があると認められる時は、町の承認を得て、変更することができる。

- (1) 新嵐山（スキー場営業期間以外） 午前9時から午後5時まで
- (2) スキー場（12月中旬～3月中旬） 午前9時から午後9時まで
- (3) 休業日 12月31日から翌年1月1日までの日

5 法令等の遵守

新嵐山の管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならぬ。

- (1) 地方自治法
- (2) 芽室町新嵐山スカイパーク設置条例
- (3) 芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例
- (4) 芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則
- (5) 芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例
- (6) 芽室町情報公開条例
- (7) 芽室町コンプライアンス条例及び同施行規則
- (8) その他、指定管理業務に適用される法令
- (9) 指定管理者基本協定書及び年度協定書

指定管理期間中に関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

6 業務の内容

- (1) 施設の管理運営に関する業務

- ア 職員の配置等に関する業務

- a 施設の管理業務を行う管理責任者を配置するほか、必要な人員を置くこと。
 - b 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障のないように定めること。
 - c 施設の管理運営に必要な人員又は資格者（索道の安全統括管理者、索道技術管理者）等は、指定管理者において配置する。

ただし、業務の一部であって、専門的な知識又は技術を必要とし、かつ自ら管理することが困難なもの、又は管理運営上特に効果的であると認められるものについては、当該業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者に委託できる。

- イ 新嵐山の利用に関する業務

- a 利用許可に関する事項。（条例第7条）
 - b 利用料金の収受に関する事項。（当該年度の不払い使用料の徴収業務を

含む。ただし、使用料収入は芽室町の収入とする。(条例第8条))

- c 目的外使用の禁止に関すること。
- d 利用者の受付に関すること。
- e 利用者の統計記録に関すること。
- f 広報誌・ホームページ等に掲載する資料に関すること。
- g 上記業務に付随する業務に関すること。

(2) 新嵐山の施設及び設備の維持管理に関すること。

- ア 施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設の秩序維持、入館の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の未然防止、温度調整等の施設維持管理を行うこと。
- イ 施設の適正な管理のため、指定管理者は以下の設備等に関する維持保守管理を行うこと。
 - a 清掃、施設管理、消防設備、電気設備、環境衛生、貯水槽の保守管理。
また、空調設備、機械設備等の設備巡視点検。
 - b 芝管理、周辺(駐車場含む)環境整備。
 - c 冬期間は、適切な除雪を行うこと。

(3) 保険

指定管理業務の実施にあたり、付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- ア 建物災害保険～芽室町が付保
- イ 施設賠償責任保険～芽室町が付保
- ウ スキー場総合保険～指定管理者が付保

(4) 自主事業に関する業務

ア 基本的な考え方

指定管理者は、施設利用者の増加等を図るため、積極的に自主事業を企画し、実施するものとする。なお、自主事業は、指定管理者主催の事業であり、実施により得た収益は、指定管理者の収入とすることができます。

イ 自主事業の内容

原則として新嵐山スカイパーク設置条例及び令和6年度に策定したグランドデザイン(全体構想)に沿ったものであること。

ウ 自主事業実施における注意点

自主事業の実施については、事前に町と協議し、承認を得てから実施すること。ただし、承認を得た事業であっても、本来の業務に支障を与えていると判断されるとときは事業の改善または中止を命ずることができる。

エ 行政財産の目的外使用

施設本来の用途や目的以外で町有財産を使用する場合は、町への許可申請

が必要となり、指定管理者は、目的外使用として施設使用料を町に支払うこととする。

(5) その他

- ア 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、指定管理者の職員に適切な指導を行うこと。
- イ 個人情報保護の体制をとり、指定管理者の職員に周知徹底を図ること。業務上知りえた個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理期間の終了後並びに従事者が職務を退いた後においても同様とする。
- ウ 指定管理者の職員（臨時職員等含む）の勤務形態等については、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令を遵守し、管理業務が円滑に行われ、サービスに支障のないよう配置すること。
- エ 指定管理者の職員（臨時職員等含む）に対して、当該業務に必要な研修を実施すること。

7 文書等の管理

指定管理業務の執行にあたり作成し、又は取得した文書、経理帳簿等については、適正に管理・保存し、指定期間が満了したとき、又は指定を取消し後において、町又は町の指定するものに対して速やかに引き継ぐこと。

8 事業報告・業務の調査等

(1) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、次の業務等にかかる報告書を作成し、町に提出しなければならない。

- ア 当該年度の管理業務の実施状況
- イ 該年度の利用状況並びに利用拒否の件数及び理由
- ウ 当該年度の利用料金の収納状況
- エ 当該年度の管理経費の收支状況
- オ 利用者アンケート集計表

施設利用者へのアンケート調査を実施し、利用者からの要望、意見を把握し、指定管理業務に反映させること。

(2) 定期報告

指定管理者は、毎月、前月分に係る次の指定管理業務の実施状況報告書を、町に提出しなければならない。

- ア 前月の管理業務の実施状況
- イ 前月の利用状況並びに利用拒否の件数及び理由

ウ 前月の利用料金の収納状況

(3) 立入り検査

町は必要に応じて、施設、物品、指定管理業務の執行に関する各種文書、経理帳簿等の現地調査を行うことができる。

9 物品等の帰属

(1) 物品等の貸与

- ア 町の所有に属する物品等については、無償で貸与する。
- イ 町が指定管理者に対して委託代金により物品等を購入させるときは、購入後の物品等は町に帰属するものとする。
- ウ 指定管理者が自主事業で購入した物品等は、指定管理者に帰属するものとする。
- エ 指定管理者は、芽室町財務規則（平成7年芽室町規則第29号）に定められた備品整理簿を備えて、その保管に係る物品等を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に町に報告しなければならない。なお、備え付けの備品については別途通知する。
- オ 指定管理業務で使用するパソコンを含む事務用品、機器については、指定管理者が用意すること。

(2) 注意義務

物品等の使用及び保管については、善良な指定管理者の注意義務をもって行うこと。

(3) 処分等

指定管理者は、町の所有に属する物品等で、処分等の異動をしようとするときは、事前に町の承認を得ること。

10 災害時の非常対応

地震・台風・その他の災害が発生し、新嵐山を地域住民の避難場所、救援物資の保管場所等に使用する必要があると町が判断した場合は、指定管理者は、これに従わなければならない。

11 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、町と協議し決定する。

12 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において管理運営すること。
- (2) 指定管理者が、施設の管理にかかる各種規定・要綱等を作成する場合は、町と協議を行うこと。
- (3) 各種規程等がない場合は、芽室町の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。